○農林水産省告示第七百三十四号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号。以下「施行規則」という。）第九条第一項並びに農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第四項に規定する調整額及び同法第四条第二項の規定に基づく交付金の金額の算定に関する省令（平成十八年農林水産省令第七十二号。以下「算定省令」という。）第三条及び第四条第一号の規定に基づき、令和八年度に交付する農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の交付金に係る施行規則第九条第一項の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの収穫量並びに算定省令第四条第一号の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの収入額及び収穫量並びに算定省令第三条の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの収穫量及び標準的な収穫量並びに算定省令第四条第一号の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の数量当たりの価額を次のように定める。

令和八年五月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課経営安定対策室、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十五号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第十条第一項の規定に基づき、令和九年度に交付する農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の交付金に係る同令第十条第一項の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの標準的な収入額を次のように定める。

令和八年五月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課経営安定対策室、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）

○観光庁告示第六号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二十九条において準用する同法第十二条の十九の規定に基づき、ＪＣＩＴ株式会社（登録研修機関第六号）から研修業務を廃止する届出があったので、同法第二十九条において準用する同法第十二条の二十八第三号の規定により次のとおり公示する。

令和八年五月二十七日

観光庁長官　村田　茂樹

一　廃止しようとする研修業務の範囲　全ての研修業務

二　研修業務を廃止しようとする日　令和八年三月十二日

三　研修業務を廃止しようとする理由　事実上の廃業のため

○観光庁告示第七号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十九の規定に基づき、ＪＣＩＴ株式会社（登録研修機関第五十九号）から研修業務を廃止する届出があったので、同法第十二条の二十八第三号の規定により次のとおり公示する。

令和八年五月二十七日

観光庁長官　村田　茂樹

一　廃止しようとする研修業務の範囲　全ての研修業務

二　研修業務を廃止しようとする日　令和八年三月十二日

三　研修業務を廃止しようとする理由　事実上の廃業のため

○防衛省告示第百四十六号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第四条の規定に基づき、徳島飛行場に係る第一種区域の指定を解除し、令和九年十二月一日から適用することとしたので、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第十九条の規定により、告示する。

令和八年五月二十七日

防衛大臣　小泉進次郎

国会事項

衆議院

議事日程

五月二十六日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十六号

令和八年五月二十六日（火曜日）

午後一時開議

第一　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五　民法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第六　民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）

第七　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第八　社会福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第九　下水道法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

参議院

議案付託

五月二十五日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（閣法第二七号）　財政金融委員会に付託

質問主意書転送

五月二十五日次の質問主意書を内閣に転送した。

行政機関における生成ＡＩ活用時の指示語等の保存及び公文書管理に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第四九号）

人事異動

内閣

○経済産業大臣臨時代理

国務大臣　城内　実

経済産業大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　城内　実

内閣府特命担当大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を命ずる（以上五月二十一日）

（大臣官房審議官）財務事務官　細田　修一

アフリカ開発銀行総務会第六十一回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

アフリカ開発基金総務会第五十二回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

期間は令和八年六月十二日までとする

（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部在勤）特命全権大使　尾池　厚之

（大臣官房総括審議官）厚生労働事務官　秋山　伸一

国際労働機関第百十四回総会日本政府代表を命ずる

期間は令和八年六月二十六日までとする（各通）

（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部　公使）外務事務官　石井　良実

（同　参事官）同　塩田　崇弘

（同）同　乃村　久代

（国際協力局地球規模課題総括課専門機関室長）同　播本　幸子

（大臣官房国際課国際労働・協力室長）厚生労働事務官　有賀　康雄

（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部一等書記官）外務事務官　鈴木　淳介

国際労働機関第百十四回総会日本政府代表代理を命ずる

期間は令和八年六月二十六日までとする（各通）

（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部参事官）同　大塚のり恵（市川のり恵）

厚生労働省国際参与（大臣官房国際課国際保健戦略管理官）厚生労働事務官　伊澤　章

小野田知子